

「奈良の歌合」の成立と伝存

——奈良花林院歌合と永縁奈良房歌合と——

橋 本 不 美 男

一

群書類従卷一八四に「永縁奈良房歌合 大治三年二月五日」と端書された歌合がある。四季題（祝が加はる）五題三十五番の歌合で、歌人十四人は呼び名で記され、判者は「前木工頭源俊頼朝臣」とある。また陽明文庫蔵類聚歌合廿卷本巻頭目録のうち「卷十八」僧房に「奈良歌合」（佚書、寛治七年三月十四日法眼覚信主催子日以）について「永縁奈良房歌合 判者俊頼朝臣 題雪、祝、郭公、月」とある。偶然囑目した類聚歌合廿卷本原本と推定される某家蔵平安末期写一巻（この転写本と思はれる書陵部蔵類聚歌合九ヶ度も同じ）も、類従本に比し端作に「大治三年の年次がないだけで、ほぼ同系統本と認められる。よつて類従本系統即ち俊頼判永縁奈良房歌合は、ほぼ大治初年（一二二六）頃編纂された類聚歌合廿卷本を祖本とすることが判明する。

一方書陵部に、「奈良花林院歌合」と目し、歌題、作者、歌本文を前記廿卷本系統とほぼ同じくし、「判者基俊」の記載と、判詞を全く異にする歌合がある。之は袋草紙上巻（連歌骨法）及び遺篇（古今歌合難）に「奈良花林院歌合 判者基俊」として収録された七首七番の和歌・作者・判詞とは

一致し、前者が後者の完本である事は既に言及され、更に同遺篇（判者骨法）中の「奈良花林院歌合、基俊判、後日作者宗延法師出陳状」の記載に基き、廿卷本系統を基俊初判本に対する俊頼の再判本であるとされてゐる。^{註3}この二本が散木奇歌集にいはれる「奈良の歌合」である。

しかしてこの初判本と再判本との関係は、前記ですべてが尽されても居ないし、またその詳細にわたつて言及されてゐない。しかしてこの歌合は、実は基俊・俊頼が、光覚（基俊息）・教縁（俊頼孫）の名のもとに、各題一番の左右で争つたものであり、基俊初判といひ、俊頼再判といひ和歌歌学史上基俊俊頼併立時代の貴重な資料である。歌合史上異例の複数判を生み、やがて中世歌学の確立をうながす道程の時代として、基俊・俊頼おの／＼の当時の立場、一歌合の成立及び伝存に対する文学的社会的基盤等に、様々の問題を包含してゐると思はれるのである。こゝにこの歌合を分析し、前記の問題に対する愚見を記したい。

註 1 堀部正二氏「纂輯類聚歌合とその研究」一〇二頁
註 2・3 初見は中谷幸次郎氏「奈良花林院歌合と国信卿家歌合とに就いて」
（書誌字三ノ一）

まづ所謂初判本と再判本との比較をしよう。判者は前者は基俊、後者は俊頼、従つて判詞が全く異なることは勿論である。

歌合名の基俊判本(以下便宜基本と云)「奈良花林院歌合」、俊頼判本(以下便宜俊本と云)「永縁奈良房歌合」の両目は、永縁の奈良興福寺に於ける住頭塔が花林院であるので、両者とも、張行場所および主催者を示し、目の異なるのは後述する如く同時二人判でない故であらう。また年次も類従本に記されるのみで基本にはない。

歌題は両者共同じい。この桜・郭公・月・雪・祝の五題と作者数・番数は、奇しくも男女房歌合であつた高陽院七首歌合(源經信判寛治八年)と軌を一にする事も何かの意味があるのであらうか。

作者も変らない。たゞ記載法が、基本は呼び名と実名を、俊本は呼び名のみを記すといふ相違がある。基本は各題各番の対者および順序が一定して繰返されるが、俊本は「雪」「祝」の二題に限り、基本の三番左永縁(老隠)が光覚(大納言君)と入替り一番左に記名されてゐるのが大きな相違である。しかもその歌は基本に於て光覚と記名された歌本文と変らない。一方この入れ替つた雪一番左の(基本光覚俊本永縁)たまのきにはゝそのもりもなりにけり

ふるしらゆきのきえぬかぎりは

は、夫木抄(第十八雪)に「奈良花林院歌合、雪」と頭注され「基俊」の名を

以て収載されてゐる。故岡田希雄氏が永縁奈良房歌合に基俊は永縁の代作をした事実があると説かれたのはこの事を根拠にされたと思はれるが、果してさうであらうか。同じ夫木抄(第四花)に桜一番左光覚の歌を「奈良花林院歌合、基俊」としてゐる点からも、基俊が子光覚の代作は考へられる。しかし永縁は当代有数の歌人であり、この歌合に於ても我が子有禅の代作をした(祝五番右五章参照)事も知られ、基俊に代作を乞ふ事はまづ考へられない(之は六章に述べた基俊俊頼の判にも伺はれる)。以上の諸点から、俊本の雪・祝の対者順すなはち一番左老隠(永縁)三番左大納言君(光覚)の記名は誤りであり、基本の如く各題光覚は一番左、永縁は三番左に位置するのが正しいと認めたい。

歌本文については、語句の小異はあるが(書陵部蔵基俊判本は良い転写と像される冷泉家本が伝存するさうだが未見)次の二点を除いて、両本共同歌である事は確かである。明らかに異なる二首とは先づ桜六番左、香雲房勝超の歌

基本 白波の立田のかはにしきるかな

やまのさくらはちりにけらしも

俊本 やへざくらふるきみやこにゝほへ共

ふりすもはなのめつらしきかな

基本の歌は、同歌が両本共にすぐ後の七番左上総君の歌に在る。桜六番の基俊判詞も、具体的な語句は引証していないが「左哥すてに重言の病あり……左重言のやまひあり」とあるにより、俊本の歌の「ふるき」「ふりす」の重言を明らかに指し、これは書陵部本もしくはその親本のケア

レスな誤写であらう。次に祝三番左(基本永縁 俊本光覚)

基本 きみが代は神にぞいのるすみのえの

松のちとせをゆづれとおもへば

俊 きみがへむやちよのかずはあめにます

とよをかひめの神やしるらん

は全く異なる歌であり、しかも両本ともその前後に類歌はない。しかして基本の判詞は

左右歌、詞義させるすぐれをとりたることなしといへども、猶すみ、えの松のちとせよりは、春日のみかさの山(右歌の句)にさゝむは、今すこしたよりありてぞおぼえ侍る

とあり、基本としては、この歌が正しい事を示してゐる。また俊本の判詞は

左歌、うたがひなきにあらず、やちよといひつればかずはさだめてけるは、なにごとをかはとよをかひめはしるべき、神にまかせてしらすべきにては、かずもしらずとこそいふべけれ、なに事をしるべきぞと神やのたまはん、なを右つよげにぞ見ゆる

とするし、これまた俊本なりに歌・判詞の齟齬はない。以上により両者ともに、両者なりに正しいと認めざるを得ない事は、再判の際、歌をさし替へたという結果が推量される。因みに勝負は基俊判俊頼判共に左負である。このことは再判本の成立にも関係あると思はれるので更に後述する。

以上により、基俊判本と俊頼判本の大略の比較は了つた。次に両本共に共通するこの歌合の諸要素を知り得る範囲考察したい。

註1 「金葉集放二」(芸文一八ノ五)

三

この歌合が判者・作者一堂に会して催されたものか、永縁が張行して判者の許に送り判を乞ふたものかかは全く判らない。しかし当時の歌合の実状と、催された場所と判者との地理的環境から一応永縁が張行し、判者の許へ送つて判を乞ふたものと推定しよう。しかればこの歌合は何時張行されたのであらうか。現在示されてゐる諸説は

大治三年二月五日(俊頼判 永縁奈良房歌合)

宇佐美喜三八氏(昭和二七、和歌史に関する研究の内、源俊頼伝の研究)

天治二年

(俊頼判 永縁奈良房歌合)

関根慶子氏(昭和二七、歌集の研究と校本)

年代不明二月五日(基俊判 奈良花林院歌合)

峯岸義秋氏(昭和二九、歌合の研究)

天治二年二月五日(俊頼判 永縁奈良房歌合)

天治頃

(両人判 永縁奈良房歌合)

久曾神昇氏(昭三〇、日本文学史中古篇の内)

の四氏説とも、類従本の年月記載と、永縁入寂の年月日に基く故岡田氏

註¹
説によるものである。

基俊判本、俊頼判本を問はず、従来この歌合の年次の示された資料は、
管見に入つた範圍

1. 群書類從 永祿奈良房歌合 大治三年（一二二八）二月五日

2. 夫木抄（第十山） 奈良歌林苑歌合 仁安三年（一二六八）（郭公二）
（番左歌）

の二のみである。1.は冒頭歌合名の下欄に記され、明らかにこの歌合の
披講（張行）年月日を示す記載法であるが、故岡田氏の示される如く天
治二年（一二二五）四月五日主催者永祿が入寂しているので明らかな誤
りであるし、またこの親本と思はれる類聚歌合廿卷本およびその転写本
（書陵部本）には記載がなく、その根拠は不明である。2.この年次も年代的に
全く符合せず、名目も歌林苑歌合と誤つて居るので、恐らく俊恵（歌林苑）
被催と思はれる奈良花林苑歌合（仁安二年二月、三月等）、歌林苑歌合等の存在から
考へ、名目相似上の誤記であらう。

しかしてこの歌合の張行（披講）年月日を限定する傍証は全くないわ
けではない。

1. 袋草紙遺篇「古今歌合難」の排列（傍注数字は西暦）

（前略）

(21) 師頼卿歌合 判者俊頼朝臣 天仁二年冬

(23) 関白殿歌合 判者俊頼朝臣 保安二年九月十二日

(25) 奈良花林院歌合 判者基俊

(27) 頭輔朝臣歌合 判者基俊 長承三年九月十三日

(20) 俊忠朝臣歌合 判者俊頼朝臣 長治元年五月廿六日

(22) 内大臣家歌合 判者俊頼朝臣 元永元年十月二日

(24) 無動寺歌合 判者俊頼朝臣 保安三年二月廿日

(26) 広田社歌合 判者基俊 大治二年八月廿九日

(28) 家成朝臣歌合 判者基俊 長承四年

(29) 同家歌合 判者基俊 保延元年

(30) 或所歌合 判者基俊 保延四年

前十九歌合の記載は省略したが、判者毎に一括する事を加味して年次順
に排列されてゐる事は三十歌合の排列を通覧して認められる。そのシス
テムにたつて、前記十一歌合の排列をみると、(20)と(30)を一グループとし
て記載したのか、或いは(20)と(24)と(25)と(30)の二グループに分けて記し
たのが問題となる。これはいづれともみられるが、二グループとした
とすれば(28)家成朝臣家歌合の排列が疑問となる。一グループに排列した
とすればその排列順により、この歌合は保安三年二月廿日無動寺歌合以
後といふ事になる。また三十歌合のうち、無年次の歌合はこの歌合のみ
であり、袋草紙の成立年次から考へ、この歌合は、鎌倉期初頭、既に張
行年月日の詳細が分明しなくなつた事をも示してゐる。

2. 類聚歌合廿卷本巻頭目錄の排列（卷十八）

(1) 無動寺賢聖院歌合 判者基俊 長元六年七月

(2) 東塔東谷歌合 判者基俊 永長二年

(3) 奈良歌合 判者基俊 寛治七年三月十四日

(4) 永祿奈良房歌合 判者基俊 仁安二年

(5) 多武峯住生院歌合 判者基俊 永久四年

(6) 雲居寺結縁経後宴歌合 判者基俊 永長二年

(7) 琳賢房歌合 判者基俊 永久四年

叡山・南都等の場所別年次順であるが、前記した如く、この歌合と相接
しての大治初年頃編纂されたこの目錄に、年次の記載がないのは、前記
袋草紙と同じ事情にもよらうが、後述する如く、廿卷本に俊頼判本をあ
へて採用した特殊事情にもよらう。

3. 源俊頼の行動から

俊頼がこの歌合に、孫教縁の代作をした事は、散木奇歌集・八雲御抄・

夫木抄に見られる如くであり、かつ判者となつた事も廿卷本系統に見る如くである。俊頼は保安三年二月廿日(無動寺歌合)以後離京、同年五月

一日には伊勢に在り(散木集)、翌年桜咲く頃に帰京した(袋草紙)事が知られてゐる。また散木集所収の代作歌は次の通りである。

権僧正永縁が、花林院にて歌合し侍けるに、教縁にかはりてよ

める(春部 二月)

(1) 誰か又あかすみるらんさほ山の

かすみにもれてにほふ桜を

ならの歌合に、教縁にかはりてよめる(春部 二月)

(2) よしの山花咲ぬれば谷川の

なみはたかねの物にぞ有ける

(3) 散花をさそふとみつる春風の

うはの空にもすてゝける哉

ならの歌合に、人にかはりて、余花の心をよめる(夏部 四月)
(校一番 右教縁)

(4) 暮にける春のほかにもちらすてふ

なをさへ花の残しけるかな

(5) 桜だに散のこらばといひしかど

花見てしもぞ春は恋しき

ならの歌合に、人にかはりて、郭公をよめる(夏部 四月)

(6) 時鳥初音は空にとまらねど

あかぬなごりにながめつる哉

ならの歌合に、人にかはりて(夏部 五月)

(7) ほととぎす鳴うれしさをつゝめども

袖には声もとまらざりけり(郭公一番 右教縁)

ならの歌合に、人にかはりて、郭公不乏といふことを(夏部 五月)

(8) 今こそはふたむら山の時鳥

声をりはへてあやになくなれ

ならの歌合に、人にかはりてよめる(秋部 九月)

(9) くれはとりふたむら山をきてみれば

めもあやにこそ月はすみけれ(月一番 右教縁)

ならの歌合に、人にかはりて(冬部 十二月)

(10) 雪ふれば青葉の山もみがくれて

ときはの名をやけさはおるらん(雪一番 右教縁)

奈良の歌合に、人にかはりて(恋部 上)

(11) うれしとやなくをも人の思はまし

涙にこひのくつるよならば

右のうち、この歌合の歌は脚注の通り桜・郭公・月・雪の四首で他は明徴がない。偶然この歌合の他に、「ならの歌合」の存在も考へられるが

(奈良歌林苑歌合は俊頼歿後であり、類聚歌合巻頭目録記、) (7)(9)(10)および(1)(2)

(載「奈良歌合」は歌題からみて該当しないと思はれる)の關係、ならびにこの歌合の歌題から見て、この十一首は、すべてこの歌合の、孫教縁のための予作歌と見て誤りなからう。

こゝで不審なのは、この歌合にある「祝」の歌がなく、余分の「恋」の歌がある事であり、また秋(月)・冬(雪)が各一首に対して、春(桜)五首(内二首は夏部余花)、夏(郭公)三首を収載する事である。之には種々の推定がなし得るが、前者に対しては、予知された兼題(代作歌が相当あり)が張行前に変更になつたか、或ひは俊頼・教縁間の伝聞の誤りが考へられる。歌題変更とすれば、俊頼の伊勢行との連関も考へられるが、何も根拠はない。又春・夏歌の多いのは、この歌合張行月次が、晩春・初夏の候であつたとの推定もまた不可能ではない。

以上を通じてこの歌合の張行年月を結論づけるならば

1. 類従本・夫木抄の年月日記載は根拠とすべき確証がない。

2. 類聚歌合巻頭目録・袋草紙遺篇に年次未載である点から考へ、早くから不明になつたか、或ひは他の事情があつた。

の二点から、年次を確定する証左は全くないといへる。たゞ少くとも、初判本は永縁入寂の天治二年四月五日以前であり、上限は、ほど無動寺歌合の行はれた保安三年二月廿日(類従本は併列記載されたこの歌合)に求められると思はれる。

月次については、俊頼代作歌から晩春初夏の候といふ一推定を前言したが、僧房歌合に於ては、雲居寺結縁経後宴歌合(基俊判)(永久四)の如く、また奈良歌合(佚書寛治七年)(三月十四日)の如く最勝会の後宴として催される例が多い。特に奈良歌合は同じ興福寺の僧房で行はれ、主催者も永縁の前任興福寺別当たる覚信大僧正(保安二)(年入寂)であつただけに、この歌合の張行をうながす

要因と無関係ではあるまい。しかして南京三勅会と云はれるものは

最勝会 三月七日よ 法華会 三月十六日
より一七日

維摩会 十月十六日
より一七日

の三である。この三会と前言した晩春初夏の候を結びつけば、法華会后宴の三月二十三日若しくはその直後と見る推定も不可能ではない。かくすれば保安三年、保安四年は俊頼の離帰京の候とからみ、天治二年は永縁入寂とからんで考へなければならぬ。更に後述する如く、この歌合の成立と関連して、永縁任権僧正(天治元年)(一月十四日)の事実を考勘すると、天治元年三月下旬が最も推測可能な年次になるのである。

註 1 「金葉集攷二」芸文八八ノ五

註 2 宇佐美喜三八氏「源俊頼伝の研究」和歌史の研究の内

四

主催者および張行場所は前言した如く、興福寺別当永縁権僧正が、その住寺興福寺花林院に於て催した事は間違ひない。

作者は基俊判本によると(括弧内は)左、大納言君光覺(基俊)(大納言君)・三郎君(同)・世宇治山老隠永縁(世宇治)(山老隠)・香象房信永(香象)(弁得業)・有信(弁得業)・香雲房勝超(香雲)・上総君(同)・右、中納言君教縁(俊重)(納言)・牛君(弁)・大輔已講覺鑒(大輔)・真常房湛秀(真常)・花林院得業有禅(花林院)・慈光房宗延(慈光)・式部君(同)の十四人。以上の内知り得る範囲は次の如くである。

永縁(主催者各) 永承三年(一〇四八)生、父式部丞(大藏大輔)藤原永相、母遠江守大江公資女、康平四年(一〇六一)頼信権僧正入室、頼

尊法師弟子、維摩会研学(一〇七三)・講師(一〇八五)を経て、天永三年(一一一二)任興福寺権別当于時大僧都、天永四年任清水寺別当(興福寺・大安寺・法隆寺・金勝寺を兼ね)、保安二年(一一二二)任興福寺別当、天治元年(一一二四)一月十四日任権僧正、天治二年四月五日入寂、年七十八

歌人としては堀河院百首の作者、勅撰入集は金葉集(十一)以下に廿六首、堀河院百首作者前斎院河内(百合)・前斎宮内侍はその姉妹、花林院僧正、名歌の故の初音僧正とも呼ばれた(天治元年)。

光覚(一番) 康和二年(一一〇〇)生、父前左衛門佐藤原基俊、天永四年(一一一四)興福寺維摩会研学、仁平二年(一一五二)同講師、権少僧都

俊頼孫教縁とは同年輩(一歳)、しかし教縁に比し立身遅く、研学堅義は父基俊の氏長者忠通への必死の懇望により、保延六年(時に四十一)

實現、時の講師が教縁であつた。この歌合も、桜・雪二首は明らかに父基俊の代作であり、他の三首も恐らく父の代作であつたらうと想像される。一番左に位置されたのは、大納言君の示す如く出自後見の高

さによる故であらう。大納言君とは、当時の僧階僧官の昇進にも出自(門閥)の如何が関係した事から、良家(三位以上)の出自を得るため、恐らく父の宗家の宗忠(基俊の兄の子、保安三権大納言)に後見を求めた故か(天治元年)。

教縁(一番) 康和元年(一一〇九)生、父伊勢守源俊重、天永四年大僧正覚信入室、承安三年(一一七三)興福寺権別当、承安五年同別当、安元三年(一一七九)権僧正、治承三年(一一七九)入滅、年八十一号松林院

堅義實現の年次から考へ、光覚よりはるかに具才の人であつたらしい。この歌合には、祝を除く四首共、父に歌人(歌林苑執行)俊重をも

ちながら、祖父俊頼の代作であつた事が散木集等に知られ、この歌合の

成立に一示唆を与へてゐる。中納言君の呼称は、光覚と同じ理由で、大伯父権中納言基綱(俊頼の兄)の後見によるものか(天治元年)。

三郎君・弁君(二番左右、基本)、大輔已講覽鑒(三番)はその伝未詳。香象房信永(四番)治暦元年(一〇六五)生、丹波氏、承暦二年(一一〇七)信

研学、永久五年(一一一七)同講師、大治三年卒、年六十四

康和五年(一一〇三)年卅九にして湛秀とともに堅義宣をうけたが、「最末下薦」の理由で、大衆の訴により兩人共辞してゐる。歌人として

真常房湛秀(四番)治暦三年生、出自不詳、承暦二年慶信法印入室、貞禪僧都弟歌人としての閑歴不明、なほ廿卷本に於ては郭公・月・祝の作者名を

「西」としてゐる(天治元年)。

弁得業信慶(五番)永保二年(一一〇八)生、父右中弁藤原有信、嘉保元年(一一九四)頼尊法印入室、大僧正覚信弟子、頼嚴已講弟子、永

久元年維摩会研学、大治三年同講師

新後拾遺集悉一に「信慶法師 思ふとも知らじなよそに海士の焼く藻塩の烟下に焦れて」とある。この信慶か否かは不明(天治元年)。

花林院得業有禪(五番) 應徳元年(一一〇八)生、父花林院永縁権僧正、承德元年(一一〇九)大僧正覚信入室、永縁権僧正弟子、永

久三年維摩会研学、法橋

詞花集別に「弟子に侍りけるわらはの、親にぐして人の国へまかりけるに、さうぞくつかはすとてよめる 法橋有禪 別路の草葉をわけむ旅衣たつよりかねてぬるゝそでかな」の一首がある。歌人永縁の子として、親の膝下に歌もまた習得したと思はれるが、夫木抄によれば

「祝五番右」歌は父永縁の代作と判明する(天治元年(四十一年)歳)。

香雲房勝超(六番) 治暦元年(一〇六五)生、出自不詳、承暦三年(一〇七九)入室、保安二年(一一二二)維摩会研学

金葉集雜下に「竜女成仏をよめる 勝超法師 渡つ海の底の藻屑と見

し物をいかでか空の月となるらむ」の一首があり、和歌色葉の名誉歌

仙、僧七十四人の内に「勝超已講 香雲房」とある(天治元年(六十歳)。

慈光房宗延(六番) 伝不明、尊卑分脈によれば太政大臣宗輔(基俊の甥)の子

干のずれがあるの(右)に宗延の名が見えるが、叡山の僧であり、かつ年代的に若

で別人であらう

続詞花集秋下に「宗延法師 嵐ふく神がき山の麓には紅葉やぬさと散

りまがふらん」新勅撰集雜一に「浄名院といふ所の主身まかりにける

後、花を見てよみ待りける 宗延法師 うゑ置て昔語りになりけり

人さへ惜しき花の色かな」の二首がある。後述する如く万葉集以下の

古歌に通じ、まず一廉の歌人であり、才学を誇つた人らしい。袋草紙

によれば基俊判に対して陳状を出したといふ。

上総君、式部君(七番)ともに未詳。たゞ後者については基俊判本の郭

公七番右に、基俊と思はれる「大蔵式部歌也如何」の注がある。

以上十四人の作者を通観して、分明する限り興福寺関係の僧で占めら

れ、恐らくすべてが興福寺関係の僧であつたらう事も推定出来る。かつ

番序は不明であるが、対者はほど藤年の同じい者である事が推定される

のである。

註 この作者の項には、一々指摘はしなかつたが、次の資料を使用した。公卿

補任・尊卑分脈・維摩会研学講師堅義次第・興福寺別当次第・興福寺略年代

記・僧綱補任抄出・僧官補任・興福寺事務次第・興福寺三綱補任・本朝高僧

伝等

五

以上の四章にわたつて考察したのは、主としてこの歌合自体の内包す

る諸要素であり、型態の分析であつた。しからばこの歌合は、文学的社

会的に如何なる要因によつて成立したものか、はたまた歴史的に如何に

扱はれて来たのか、換言すればこの歌合は、文学的社会的歴史的に如何

なる基盤を有するかといふ事である。考察は逆になるが、叙述の展開

上、時代的にこの歌合がどのやうに扱はれてゐたかをまづ考察したい。

管見に入つたこの歌合関係の資料を、年次順に列記すると次の通りで

ある。

1. 散木奇歌集(俊頼自撰) 三八頁参照

権僧正永縁が花林院にて哥合し侍けるに教縁にかはりて……(第一首)

奈良の歌合に人(教縁)にかはりて……(第二首以下第

2. 類聚歌合廿卷本巻頭目録(俊頼参与

永縁奈良房歌合 判者俊頼朝臣

3. 金葉集(撰者俊頼

奈良の花林院の歌合に月をよめる 権僧正永縁(卷三)月三番

4. 袋草紙(清輔、保元、三年頃)
(この歌合より約三十年後)

奈良花林院歌合判詞基俊云……(上巻、連歌骨法)

奈良花林院歌合、基俊判、後日作者宗延法師出陳狀(遺篇、判者骨法)

奈良花林院歌合判者基俊……(以下七百七、遺篇、古番歌判詞、今歌合難)

5. 八雲御抄(順徳院、文暦頃)
(約百十年位後)

奈良花林院、山無動寺、広田、住吉等歌合、扨当世歌仙、俊頼、基俊、俊成等也(作法部判者)

奈良花林院歌合といふものを基俊判、其時代教縁俊頼詠歌曰、雪ふれば青葉の山もみがくれてときはの名をやけさはおとさむ(雪一番右教縁)とい

へるを、基俊云、みがくれてとは水にかくれてといふなり、万葉には水隠とぞかける、しかれば波の下草かはづなどぞみがくれてとはよめる、山をみがくれてとよめるは未曾聞(基俊判詞とは、同文)といふ、俊頼へらぬよしに又詠歎、猶可為難、其上基俊流の人不可存之(言語部、世俗言みがくれて)

6. 夫木抄(藤原長清、延慶二年以前)
(この歌合後約百九十年)

奈良花林院歌合 基俊(花第四)

奈良歌林院歌合 雪 基俊(第八雪)

仁安三年奈良歌林苑歌合 よみ人しらす(第二)

奈良花林院歌合 祝 権僧正永縁(第二)

奈良花林院歌合 祝 よみ人不知(第二十)

奈良花林院歌合 祝 よみ人しらす(第二十)

奈良歌合 俊頼朝臣(第三)

家集花歌に 俊頼朝臣(第四)

郭公ともしからすといふことを 俊頼朝臣(第八)

7. 和歌合略目録(江戸)

奈良花林院歌合 基俊(排列は年次分明基俊判歌合の最末)

8. 歌書家集目録(鷹司本、歴代別類聚目録)
(靈元院御代まで記載)

永縁奈良房(七十三代堀河院の最末に排列)

9. 国朝書目(藤原貞幹)
(江戸末期)

永縁奈良房(住吉歌合の次、元永二年七月内大臣家歌合の前に排列)

10. 寛文期以後の禁裏・仙洞の御書目録には「奈良花林院歌合」「永縁奈良房歌合」の両目の記載があるが、一般的でないので標目は控へる。

以上により、室町期に属する資料は囁目し得なかつたが、ほど当時より江戸末期に至るまでの通時的な状況が察知され得よう。

これにより先づ知られる事は、当時より鎌倉末期に至るまでの間、歌合判詞の一典型として、又題詠和歌の例証として、この歌合が歌学和歌史上、相当重要視されてゐた事である。つぎに江戸期を除いては、類聚歌合廿卷本、延いては源俊頼関係以外は、すべて基俊判・基俊判詞が引用され、名目的にも基俊判本である「奈良花林院歌合」の目が通行してゐる。しかして俊頼判の引用は勿論、俊頼判の「永縁奈良房歌合」が存在する事実をも記載することがない。ことに流布本に於ては基俊判のみを伝存している関白内大臣家歌合(保安二年九月十二日)の、俊頼追判をさへ掲げている袋草紙に、「後日作者宗延法師出陳狀」と記しながらも俊頼判の事

実を記さず、八雲御抄に於て「然るを基俊といふもの、此道の稽古ありて、俊頼にとき／＼あらそふをりあり、然ばいまの世まで二の流たりといへども、そのこつ俊頼におよぶべからず、天下にかたをならぶものなくて、俊頼数年をへたり」とまで記された順徳院が、この歌合に関し「二箇所も引証され、かつ俊頼が代作（教縁）した事実は記されながらも、俊頼判の事実を全く無視された事は、基俊判本と俊頼判本との関係に重大な示唆を与へてゐる。

かゝる伝存の事実から、基俊判・俊頼判が同時二人判でない事も認められる。通説は袋草紙の基俊判と宗延の陳状の記載、廿卷本系即ち俊頼判の存在の三点から、基俊判を初判、俊頼判を再判と推定してゐる。これを裏付けるものに、雪六番右宗延歌に対する両判詞を比較するとあしたつる三輪のひはらにゆきふかみ

「を」
宮木ひくはのかよひ路もなし（基本雪六番右宗延歌）
「は廿卷本」

（基）……右歌一篇彫零もてあひしもてあそふになさけなし、まことに
かれ ^{虫損} ものめをもて驪珠がふりなり、仍以左為勝

（俊）……右わりなくおもひよりてつくりいだしたるなめり、これもち
からいりたり、かれもおゐらかなり、持とやまうさまほしき、作者
いかばかりはらたちて、ようもしらぬこと、しりかをにいひつゞけ
たりとまうさん、たれにか

と俊頼判は明らかに宗延の陳状と基俊判を意識して記してゐる。かくして通説の如く、基俊判を初判とし、俊頼判を再判とする事に誤りない。

かねて俊頼が類聚歌合廿卷本の有力関与者である事は説かれてゐる。^{註2}

また廿卷本と前後して自撰された散木集には、故意か偶然か「永縁が花林院にて歌合」の一首のほかは、代作歌の詞書を「奈良の歌合」としてゐる。しかして俊頼再判本「永縁奈良房歌合」は前述の如く廿卷本に収録されるのみである。さらに廿卷本に於て、俊頼・基俊関係で目立つことは、宰相中将源朝臣国信卿家歌合の判詞を省いて源宰相中将家和歌合として収録^{註3}し、またはその所収歌合は袋草紙所収本に比し、判詞の省略が多いにかゝはらず、保安二年九月十二日関白内大臣家歌合^{（基俊判）}では流布本にない俊頼追判の裏書を加へた事等とも、この歌合の両判本の伝存とは無関係の事とは思はれない。

以上の考察により、この歌合は、基俊判「奈良花林院歌合」こそ第一義的な公式なものであり、それとして当時から鎌倉末期に至るまで伝存したものである事、俊頼判「永縁奈良房歌合」は第二義の追判であり、俊頼系のみ裏面の伝存としてのみ存在したといふ事が判明する。しかして江戸期に至つて両存することは、この歌合の廿卷本文、即ち再判本がこの頃始めて世に知られた事をも示すものでもあらうか。だからと云つて、俊頼判詞が文学的に第二義のものであるという意味でない事は勿論であるが、再判本は、社会的又は歴史的にこの歌合にとつては、基俊判本と併列した一義的なものでない事は、ほど確かである。

註 1、2 堀部正三氏「纂輯類聚歌合とその研究」

註 3 小論「歌合変移の一モメント」書陵部紀要第三号

奈良花林院歌合（基俊判）と永縁奈良房歌合（俊頼判）は、この歌合にとつて、他の当時の歌合がさうであつたやうに、基俊・俊頼の同時二人判若しくは初判再判として並列的なものでなかつた事は分明了。しからばこの歌合の二型態は如何にして生じたか、つまりはこの歌合は如何なる要因で成立し、俊頼の再判は如何なる事情のもとに生じたかが、残された問題となるのである。

この歌合の成立事情を直接知るに足る資料は全くない。たゞこの歌合の内包する諸要素と、それを取りまく周辺に幾許の手がかりがないわけではない。まづこの歌合の歌題が四季・祝からなることである。この時代前後の歌合題は、普通季題もしくは四季題に恋が加はるのがはゞ常態であつた（祝・恋が加はる場合もある）。たゞ神徳報賽の社頭歌合は述懐が加はる例もあつた（住吉・広田・賀茂社歌合等）。僧房歌合に於ても、無動寺賢聖院歌合（長元・東塔東谷歌合 二年・雲居寺結縁経後宴歌合 四年は季題のみ、多武峯往生院歌合・琳賢房歌合 四年は季題恋、奈良歌合 寛治・無動寺歌合 三年（袋草子佚推）は四季題恋であつた。一方主催者永縁は、天治元年一月十四日（七十定）は大僧都から権僧正に昇任した。年老ひてのこの荣誉と、歌題「祝」はたゞ偶然の一致とは考へられない。こゝにこの歌合の成立と、年次を天治元年とする一つの推定が可能とされるのである。

また保安三年二月廿日、当時興福寺と鋭く対立していた山門の無動寺

に於て、俊頼・基俊二人判によつて山門僧の歌合が開かれた、南都側の代表者として、基俊・俊頼血脈の法弟をもつ歌人永縁としては看過し得ない事実でもあらう。しかして保安二年入滅した前別当大僧正覚信（五十歳）は、寛治七年同じ興福寺に於て最勝会后宴歌合を催してゐる。かうする状況から任権別当以来十数年間、老骨に鞭うつて南都北嶺の争ひと朝廷への折衝^{せつ}とに寧日^{ねいじ}がなかつたであらう永縁（世宇治山老隠）が、世をうし山と感得した老ひと栄官の喜びに、内的外的なこゝる要因から、三章に前言した如く、その年の法華会を機会に、もろもろの思ひを托してその後宴歌合を催したといふ推測は、全く不可能な事ではなからう。

しからば何故に基俊を判者として迎へたかといふ事である。作者で知られる如く、基俊息光覚と俊頼孫教縁とが各題一番の対者となり、実は兩人共父・祖父の代作であつた事は、この歌合が俊頼とも無縁の歌合でない事を示してゐる。くはへて当時は、基俊・俊頼二人判の盛行した時代であり、この歌合も後に俊頼が再判した事実を考へれば、基俊初判といふ事は何らかの事情があつたと考へざるを得ない。俊頼が伊勢在国の時期であつたと考へるのも、一つの推定ではあるが、代作の事実と、この歌合張行の時期、俊頼離帰京の時節とを勘案するとその可能性は薄い。しかして永縁と、基俊・俊頼兩人との関係を含めた、永縁の周辺から考へるのも一つの方法であらう。

まづ興福寺は藤原氏の氏寺であり、この頃の寺門・山門・南都・東大寺等のうづまく対立と朝廷への嗽訴^{さうそ}に対しても、他はいづれも皇室――

朝廷との直接的な歴史的縁因を基礎とするのに対し、興福寺は一途に朝廷の実力層である藤原一族を基盤にした事も考へねばならない。永縁はその代表者（別当）であり、基俊は藤原氏、俊頼は源氏である。また基俊集に「小法師（光）^{（光）}といふ子を南都の永縁僧都につけて侍りしに」の詞書に始る永縁との贈答がある。これが基俊・光覚・永縁の三者を結ぶ最初である。即ち天永四年（一一一三）小法師十四歳の時であつた（永縁六歳、基俊五十四歳）——勿論基俊・永縁の交友はそれ以前からのものであらうけれども。同集に「正月ついたち大安寺僧都（永縁）のもとにゆづる葉やるとて」「九月十三夜同じ僧都のもとにまかりて、夜一夜物がたりして侍りしつとめて、いひをこせて侍りし」「おなじ僧都の母のために八講を行ひはべりしに、捧物つかはすとて」の如く交情密な贈答が繰返され、更に「南都におさなき子をやりて、雪のふりしかば、師の僧のもとにやり侍りし」「月のおもしろき夜、奈良に侍る子の恋しく侍りしかば」「雪のいみじうふりたる朝、奈良の子を思ひやりて」春秋の移り変りに、永縁の許に子を思ふ歌を贈り、永縁も「十二月晦日に、藤原基俊のこ小法師と云ふが許にもちの鏡遣すとて」^{（新拾遺集）}「十二月晦日永縁僧都のもとよりくだものおこすとて」^{（基俊集）}の如く、基俊の親心にこたへ、また永縁の妹百合花と、基俊との交友も、基俊集に伝へてゐる。一方興福寺関係には、基俊の兄俊範権律師が居り、宗忠^{（基俊の子）}の子光晴も光覚以前に興福寺に入室し、永縁の前任別当覚信は基俊と近い一族でもあつた。しかも光覚は永縁の直弟子である。

俊頼と永縁との関係は「権僧正永縁がもとより牛を心さして侍りければ……」^{（集歌木）}の贈答の他伝はらない。勿論これにより永縁との交友が少なかつたとは云へないが、資料的に少いことは事実である。俊頼の近親からは、その子俊盛が興福寺の僧であり、孫教縁も前言した如く興福寺禅仁已講の弟子である。

このほか基俊を軸にしての、基俊の血族が占める朝廷の為政層と、南都北嶺の対立を背景に南都側の現実の利害をせおつての永縁との関係も、推測出来ない事はないが何の根拠もない。かくして永縁・基俊の関係は、永縁・俊頼の関係より更に緊密であり親近であつた事は諒察できる。以上の考察によれば永縁をめぐつての基俊に対する内外の諸要素は、自然判者として迎へる素地を形成し、基俊判が実現したと云へようか。俊頼再判の動機を示すものは、袋草紙「奈良花林院歌合、基俊判、後日作者宗延法師出陳状」の一文のみである。この歌合は前言した如く、一番左右の作者は実は基俊と俊頼であり、有数の歌人永縁の張行である。判者基俊としても、自ら光覚の代作をし、対者も俊頼の代作歌である事は十分意識して、判定し、判詞を認めたと思はれる。その結果を俊頼再判と比較すると

番一	序番	作歌者	題判別	桜	郭公	月	雪	祝	計
右左 教光 縁覚		（基） （俊）	左勝 左勝	持 持	（右勝） （右勝）	左勝 左勝	右勝 右勝	勝勝 勝勝	左三 左三 右〇 右〇 持二

番七	番六	番五	番四	番三	番二
式部君	宗勝延超	有信禪慶	湛信秀永	覚永鑒縁	弁三郎君
					(俊基)
左勝持	左勝持	左勝持	左勝勝	左勝持	右勝勝
右勝持	右勝持	持持	左勝勝	左勝勝	(持)右勝
右勝持	右勝持	(右勝持)	(持持)	左勝勝	左勝持
左勝勝	持勝	持持	(持勝)	(持勝)	右勝持
(持持)	左勝勝	(持持)	右勝勝	右勝勝	左勝勝
勝勝左	勝勝左	勝勝左	勝勝左	勝勝左	勝勝左
二二持	二二持	二二持	二二持	二二持	二二持
一持一	一持一	一持一	一持一	一持一	一持一
					未判一

右によると、初判（基俊）は左右の勝負を明らかにつけ、再判（俊頼）はほぼ作者別に平均した判付である事が知られる。初判に於て対者の総合判の差異の著しいのは一番・三番・四番・六番であり、両判の特に差異の甚しいのは、一番と四番と六番の対者である事が判明する。一番は実質的に左基俊、右俊頼であるので、基俊初判は特に左によく、俊頼再判はいさゝか右によいのも、両者の性格と、俊頼が初判を知つての上の再判であつた点から諒解されよう。四番は俊頼再判に於ては基俊初判と全く反対であるがほぼ平均され、六番は宗延が再判に於て、左勝超とは互角に訂正されてゐる。更に前言した如く宗延が一応の歌人であり、この歌合の歌も多く古歌をふまへ、和歌の学識の自負をもつた人であつたらう事も推知される。その宗延に対する基俊の判詞は、

からめられぬるとよめるいとおびたゞしき言也、……河原大臣の哥を

あしく心得てよめる……大略かなの言よみあやまてるか(桜)
 右歌おほく古質をそむじてすでに和歌の起請する処背けり(郭公)
 右歌一篇彫零もてあひしもてあそふになさけなし、まことにかな
 ものめをもて驪珠がふりなり仍以左為勝(雪番)
 右歌みねのしらかしよろづよのとは、なにによせよめるにか侍らん
 虫損ひえてよめるにや侍らん(祝六番)

之に対する俊頼再判は、「桜」は初判にほぼ同じく、「郭公」は反対に、「万葉集みける人の哥にやと心にくく見ゆ」と判じ、特に「雪六番は前掲した如く(四三頁)、宗延陳状の存在と、初判者基俊に対する痛烈な皮肉を明記してゐる。「祝」の「みねのしらかし」に対しても、「証歌のおぼえぬかな」といひながらも、「管見の身おぼつかなきまゝに、おとるなどまをすもおそろしや」と逃げてゐる。

以上の結果を照応すると、判者基俊と宗延との、互に自らの学識に対する自負が、互を否定し合つて宗延の陳状を生んだこと、俊頼が陳状を意識して、むしろ宗延の意を迎へる如く隠やかな判をしてゐる事が認められる。

初判本と再判本に明らかに異なる歌のある事は前言した。祝三番左歌であり、作者は永縁(初判本永縁)であるべき事も前言した。しかもそれは初判に於ては、左右優劣なしと判ぜられながらも、左の「すみのえの松」(歌の句)よりも、右(遷)の「春日のみかさの山」(右歌)の方が、この歌合の場所が「今すこしたよりあり」として負けてゐる。之は歌合判

としては一つのルールである。これを再判に際して変へるとすれば、作者が発意しても主催者の同意を得るのが当然であらう。しかして作者・主催者共永縁である事から当然永縁自身の所為としか考へられない。

以上を勘案すれば、再判の依頼者は永縁自身と考へざるを得ない。しかも初判の自身の負歌を變へてゐる事からして、表向きではなく、密かに宗延の意を入れて俊頼に再判を乞ふたものであらうし、若し永縁自身でないにしても、永縁の関知した事であることは確かである。この再判本が公式のものでないといふ事は、この歌合の文学的社会的伝存が、鎌倉末期に至るまで初判本に限られ、再判本は俊頼系にのみ伝存した事実と相俟つて、初判本と再判本との関係を明らかに示してもよいよう。されば廿善本に採用するに当つて、判者俊頼自身これに関与しながらも、この張行年月日を記載しなかつた事も諒解し得ると思はれる。再判本は初

判本の張行後、宗延の陳状を直接誘因として成立したものであり、相当後日である事も想像されるのである。

註 1 類聚歌合巻頭目錄卷第十八僧房（陽明文庫蔵）

註 2 辻善之助氏「日本仏教史上世篇」、勝野隆信氏「僧兵」

註 3 この当時の基俊・俊頼二人判歌合は天仁二年冬師頼家歌合（基俊難判）・元永元年十月二日内大臣家歌合・保安二年九月十二日関白内大臣家歌合（俊頼追判、当日か後日か不明）・保安三年二月二十日無動寺歌合等がある。

註 4 当時の朝廷に基俊の縁故者としては、藤原氏の氏長者関白忠実（基俊の妹全子の子）を始め、権大納言宗通（基俊の弟）・権大納言宗忠（基俊の兄の子）・参議宗輔（同上）等が在官した。

註 5 四章永縁伝参看

註 6 覚信は宇治関白頼通子、基俊の父大宮右大臣俊家は頼通の養子であつた。